

国民年金保険料学生納付特例制度について

日本国内に住むすべての方は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生の方については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

『所得が少なく、学費もかかるので国民年金の保険料を納めるのは…』という学生の方は、未納のままにせず、「国民年金保険料学生納付特例制度」をご利用ください。



◆学生納付特例制度



Q 未納のままだと、将来の年金はどうなりますか？

A 学生納付特例を申請せず、国民年金の保険料を納めないでいると、もしもの病気やケガがもとで障がいが残ってしまったときに支給される障害基礎年金が受けられなかったり、将来の老齢基礎年金が受けられなくなる場合があります。

Q 学生であれば、どんな学校に在学していても対象になりますか？

A 次の学校に在学している方が対象です。なお、夜間・定時制課程や通信課程も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

○大学（大学院） ○短期大学 ○高等学校 ○高等専門学校
○専修学校 ○各種学校（修業年限が1年以上の課程） ○一部の海外大学の日本分校

Q 申請手続きは、どのようにすればよいのですか？ また、手続きに必要なものは何ですか？

A 手続きは簡単です。「国民年金保険料学生納付特例申請書」に必要事項を記入し、住民保険課国民年金係（窓口②番）に提出してください。申請書は窓口にあります。なお、中標津町以外で住民登録をしている方は、住民登録をしている住所の市区町村役場で手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

○学生証のコピーまたは在学証明書 ○年金手帳
○印鑑（ご家族など代理の方が申請する場合のみ）



Q 社会人になってから納めようと思いますが、いつまで納められますか？

A 学生納付特例を受けた期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。追納しなかった場合は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額の計算には算入されません。将来受け取る年金額を増額するためにも、社会人になってから追納することをおすすめします。

問い合わせは、住民保険課 国民年金係まで。



じゃがいもずきん
「ききぼう」くん

防災ワンポイント 第24回 中標津町防災ハンドブック

●中標津町防災ハンドブックを作成しました

町では災害に総合的に備えるため、「中標津町防災ハンドブック」を作成しました。地震、風水害、暴風雪など災害ごとにどのような備えが必要かをまとめ、避難場所や備蓄品などを掲載しています。

洪水ハザードマップや、昨年10月号広報でお伝えした北海道が調査し、発表している「土砂災害危険箇所」についても記載しました。

このハンドブックを参考に、災害に備え事前にできる対策を実施しましょう。また、避難場所や緊急時の連絡方法などを確認しておきましょう。

なお、このハンドブックは各町内会のご協力の下、町内会の加入者には配布しています。

町内会未加入の方は中標津町役場 総務課窓口や計根別支所（中標津町交流センター）に配置していますので、お立ち寄りいただくか総務課 防災係にお問い合わせください。

中標津町ホームページでも公開しています。

※新規転入者には、転入手続き時に戸籍窓口で「町民便利帳」と一緒に配布しています。



詳しくは、総務課 防災係まで。